

令和6年度 消費・安全対策交付金事業 事後評価結果

目標	事業実施方法	目標値及び実績				大阪府の自己評価		第3者の意見
		目標値		実績	達成度	評価	評価の概要	
養殖衛生管理体制の整備	(1)総合推進会議の開催等 全国会議等への出席及び内水面漁業協同組合を会員とする大阪府内水面漁業連絡協議会にも出席し、情報提供や意見交換を行った。 (2)養殖衛生管理指導 養殖場に対する水産用医薬品の適正使用指導を実施した。 (3)養殖場の調査・監視 生物多様性センターの職員が養殖場に行き、水産用医薬品の残留検査用の検体を採取するとともに、養殖漁業者に対し指導等を行った。養殖場で採集した検体について、検査を行った。 (4)疾病の発生予防・まん延防止 疾病の発生予防・まん延を防止するため、養殖経営体に対し、現地調査を実施し、情報の提供及び指導を行った。	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	100%	100%	100%	A	養殖衛生管理指導を実施した養殖等経営体数の割合は、昨年度と同様に100%を維持しており、養殖衛生管理の実施及び疾病に対する養殖等経営体の安全意識が高く保たれたと考えられることから、事業の実施方法等は適切であったと考える。	・府内全ての養殖等経営体に対し、指導会議又は啓発冊子の送付による養殖衛生管理指導を実施し、目標値の達成を維持していることから、事業実施方法は妥当と考える。 ・今後も、健全で安全な養殖魚の生産・発展に寄与するため、巡回指導を重視した事業を引き続き行うとともに、魚病発生時の体制づくりについても日ごろから尽力いただきたい。